

## 板橋区公衆喫煙所設置助成要綱

(令和2年3月27日区長決定)

(改正 令和3年3月26日資源環境部長決定)

### (通則)

第1条 この要綱による助成金の交付については、この要綱に定めるもののほか東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、一般に開放可能で、受動喫煙防止対策の施された公衆喫煙所の設置に要する費用を区が助成し、公衆喫煙所を普及させることにより、区民の快適な生活環境を実現するとともに、迷惑喫煙の防止及び望まない受動喫煙の防止に資することを目的とする。

### (助成対象となる公衆喫煙所)

第3条 助成対象となる公衆喫煙所は、国、独立行政法人及び地方公共団体以外の者が設置するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 屋内公衆喫煙所又は屋外コンテナ型公衆喫煙所で、以下の要件を満たすもの

#### 屋内公衆喫煙所

ア 給気のために必要な開口部(「がらり」やアンダーカットを含む。)を除き、床面から天井まで達する壁等によって非喫煙区域から空間的に分離されており、専ら喫煙のために利用される室であること。

イ 境界部における非喫煙区域から喫煙室に向かう気流の確保(喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2(m/s)以上)等、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないよう措置が講じられていること。

#### 屋外コンテナ型公衆喫煙所

ア 近くを通行する者等に容易に受動喫煙を生じさせることがないように、コンテナで非喫煙区域から区画されており、専ら喫煙のために利用される場所であること。

イ 建物の入口や窓、人の往来が多い区域から可能な限り離して設置する等、周囲の状況に配慮していること。

(2) 公衆喫煙所の出入口に、当該場所が喫煙可能場所である旨が分かる標識を掲示すること。なお、掲示する標識は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意すること。

(3) たばこの煙を屋外に排出することができること。

(4) 法令等で規定する基準を満たしたものであること。

(5) 換気設備を備えること。

(6) 出入口に扉を設けること。

(7) 法令等に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること。

(8) 近隣の居住者、テナント、町会等から設置についての同意が得られること。

(9) 一般に開放し、無料で利用できること。

- (10) 区が公衆喫煙所として周知することに同意すること。
- (11) 供用開始後、最低5年間は継続して運営すること。
- (12) 清掃等を行い、適切な管理をすること。
- (13) 概ね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること。ただし、区長が特に認める場合は、この限りでない。

(助成対象地区)

第4条 助成の対象地区は、次に掲げるいずれかに該当する地区とする。

- (1) 別表1に規定する地区
- (2) その他区長が特に認める地区

(助成対象者)

第5条 助成の対象者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 区内の建物を所有又は使用する者
- (2) 区内の土地を所有又は使用する者
- (3) その他区長が特に認める者

(助成対象経費及び助成額)

第6条 助成の対象となる経費は、公衆喫煙所の設置に係る経費で、別表2に規定する額を限度として毎年度の予算の範囲内で助成する。

2 別表2の規定により算出した助成金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 設置について、この要綱に基づく助成以外に、別表2に規定する助成対象経費について他の助成金等が支払われる場合は、その金額を差し引いた額を助成対象経費の額とする。

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、公衆喫煙所ごとにあらかじめ助成金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 設置・運営計画書(第1号の2様式)
- (2) 公衆喫煙所を設置する土地又は建物について、正当な所有者又は使用者であることを証する書面(登記事項証明書や賃貸借契約書等)
- (3) 公衆喫煙所を設置する土地又は建物の使用者の場合は、その土地又は建物の所有者から同意を受けていること分かる書類
- (4) 公衆喫煙所の設置場所周辺の地図
- (5) 公衆喫煙所の図面(案内図、配置図、平面図及び立面図)
- (6) 公衆喫煙所の設置をする前の設置場所の写真
- (7) 公衆喫煙所の設置に係る見積書(工事、備品等)
- (8) 国その他の団体等から補助金等の支援を受けている場合は、その内容及び内訳が分かる書類、又は支援を受けていない場合は、補助金等を受けていないことについての誓約書

- ( 9 ) 近隣の居住者、テナント、町会等から同意を得ていること分かる書類
  - ( 10 ) その他区長が特に必要と認める書類
- ( 助成金の交付の決定等 )

第 8 条 区長は、前条の申請書を受理したときは、現地調査等を行い、その内容が適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、申請者に通知する。

- 2 区長は、前項の通知に際し、必要な条件等を付することができる。
  - 3 区長は、交付を不適当と認めるときは、不交付を決定し、申請者に通知する。
  - 4 第 1 項及び前項の通知は、助成金交付・不交付決定通知書（第 2 号様式）により行う。
- ( 決定を受けた内容の変更等 )

第 9 条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、第 7 条に基づき提出した公衆喫煙所の設置運営計画の内容を変更し、又は公衆喫煙所の設置を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ計画変更等申請書（第 3 号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

- 2 前項の承認は、計画変更等承認・不承認通知書（第 4 号様式）により助成決定者に通知する。
- ( 設置工事に係る完了報告 )

第 10 条 助成決定者は、設置工事が完了したときは、助成金の交付の決定のあった日の属する会計年度内に、設置工事完了報告書（第 5 号様式）に次に掲げる書類を添付して区長に報告しなければならない。

- ( 1 ) 公衆喫煙所の図面（既に提出したもので内容に変更がないものを除く。）
  - ( 2 ) 助成対象経費の支払いを証する書類（領収書等）及び内訳の分かるもの
  - ( 3 ) 公衆喫煙所の全景及び主要な部分の写真
  - ( 4 ) その他区長が特に必要と認める書類
- ( 助成金の額の確定 )

第 11 条 区長は、前条の完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その内容が適当と認めるときは、助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書（第 6 号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

( 助成金の交付請求及び交付 )

第 12 条 助成決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに助成金交付請求書（第 7 号様式）により、区長に助成金の交付を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。
- ( 交付決定の取消し )

第 13 条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ( 1 ) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

- ( 2 ) 助成金を他の用途に使用したとき。
  - ( 3 ) 公衆喫煙所が第 3 条の要件を欠くことになったとき、又は第 5 条の助成対象者でなくなったとき。
  - ( 4 ) 公衆喫煙所の設置を中止し、又は廃止したとき。
  - ( 5 ) その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、助成金交付決定取消通知書（第 8 号様式）により助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第14条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分の助成金が既に交付されているときは、助成決定者に対し期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 前項の場合において、前条第 1 項第 4 号の取消事由に該当するとき（設置経費に係る助成金を交付した後に公衆喫煙所の設置を廃止したときに限る。）の助成金の返還の額は、供用開始の日から取消事由の発生日までの経過期間に応じて、別表 3 により算出した額とする。

3 前項の規定により難しいものについては、区が別途調査を行い、これに基づき算出した額とする。

（違約加算金及び延滞金）

第15条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたとき（第13条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において助成金の返還を命じたときを除く。）は、助成決定者にその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、助成決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第16条 前条第 1 項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、助成決定者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金等の納付とみなす。

（延滞金の計算）

第17条 第15条第 2 項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延

滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(調査)

第18条 区長は、助成決定者に対して、公衆喫煙所の運営等について必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

対象地区
開放型喫煙場所がある3地区4か所（板橋駅、成増駅北口、成増駅南口、志村坂上駅）及び板橋区役所前駅周辺

別表2（第6条関係）

1件当たり助成限度額	助成対象経費	補助率
1,000万円	公衆喫煙所設置に係る経費のうち、工事費、設備費、備品費、機械装置費等	10 / 10

別表3（第14条関係）

経過期間	返還割合
4年以上5年未満	設置経費に係る助成額の1 / 5に相当する金額を返還する。
3年以上4年未満	設置経費に係る助成額の2 / 5に相当する金額を返還する。
2年以上3年未満	設置経費に係る助成額の3 / 5に相当する金額を返還する。
1年以上2年未満	設置経費に係る助成額の4 / 5に相当する金額を返還する。
1年未満	設置経費に係る助成額全額を返還する。

返還額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

経過期間とは、公衆喫煙所の供用開始日から取消し又は変更事由の発生日までの期間とする。

（宛先）板橋区長

住所（所在地）  
（団体名）  
氏名（代表者名）

## 助成金交付申請書

板橋区公衆喫煙所設置助成要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

### 記

1 公衆喫煙所の区分      屋内型      屋外コンテナ型

2 設置場所

3 公衆喫煙所の名称

4 事業経費及び交付申請額

総事業経費	円
助成対象経費	円
他の助成経費	円
交付申請額 （1,000円未満切り捨て）	円

5 事業の目的及び期待される効果





9	管理の形態	(吸殻ごみの処理方法・機器メンテナンス・清掃委託の有無等)
10	工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
11	運営開始日(予定)	年 月 日
12	運営日数・時間	日 月 火 水 木 金 土 祝日 時 分 ~ 時 分まで (その他休業日: )
13	緊急連絡先(責任担当者)	
<p>確認したら、チェックしてください。</p> <p>近隣の居住者、テナント、町会等から設置についての同意が得られている。</p> <p>法令等に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営である。</p> <p>一般に開放し、無料で利用できる喫煙所である。</p> <p>区が公衆喫煙所として周知することに同意する。</p>		

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者名）

様

板橋区長

## 助成金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度板橋区公衆喫煙所設置助成金について、下記のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

記

1 助成対象となる公衆喫煙所  
（設置場所）  
（名称）

2 助成金交付決定金額 金 円

3 助成金交付の条件  
板橋区公衆喫煙所設置助成要綱の規定による。

（不交付の理由）

(宛先) 板橋区長

住所(所在地)  
(団体名)  
氏名(代表者名)

## 計画変更等申請書

年 月 日付け 板資資第 号で交付決定のありました助成金について、下記のとおり計画の変更をしたいので、板橋区公衆喫煙所設置助成要綱第9条の規定に基づき申請いたします。

### 記

- 1 助成対象となる公衆喫煙所  
(設置場所)  
(名称)
  
- 2 主な計画の変更点
  - (1) 計画変更  
中止  
廃止
  
  - (2) 計画変更(中止・廃止)の内容
  
  - (3) 計画変更(中止・廃止)の理由

住所(所在地)

(団体名)

氏名(代表者名)

様

板橋区長

## 計画変更等承認・不承認通知書

年 月 日付け 板資資第 号で交付決定をした助成金について、板橋区公衆喫煙所設置助成要綱第9条の規定に基づき下記のとおり承認(不承認)を決定したので通知します。

### 記

1 助成対象となる公衆喫煙所

(設置場所)

(名称)

2 主な計画の変更点

(1) 計画変更

中止

廃止

(2) 計画変更(中止・廃止)の内容

3 助成金交付決定金額(変更前) 金 円

4 助成金交付決定金額(変更後) 金 円

(不承認の理由)

（宛先）板橋区長

住所（所在地）  
（団体名）  
氏名（代表者名）

## 設置工事完了報告書

年 月 日付け 板資第 号で交付決定のありました助成金について、設置工事が完了したので板橋区公衆喫煙所設置助成要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

1 助成対象となる公衆喫煙所

（設置場所）

（名称）

2 助成額等

（1）総事業経費	金	円
（2）助成対象経費	金	円
（3）他の助成経費	金	円
（4）交付決定額	金	円

3 完了年月日

年 月 日

4 運営開始日

年 月 日

5 事業の目的及び期待される効果

年 月 日

住所(所在地)

(団体名)

氏名(代表者名)

様

板橋区長

## 助成金交付額確定通知書

年 月 日付け 板資資第 号で交付決定をした助成金について、完了報告に基づき  
審査した結果、下記のとおり助成金額を確定したので、板橋区公衆喫煙所設置助成要綱第 11 条の  
規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1 助成対象となる公衆喫煙所  
(設置場所)  
(名称)

2 助成金交付決定額 金 円

3 助成金交付確定額 金 円

年 月 日

(宛先)板橋区長

住所(所在地)  
(団体名)  
氏名(代表者名)

## 助成金交付請求書

年 月 日付け 板資資第 号で交付決定のありました助成金について、板橋区  
公衆喫煙所設置助成要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求いたします。

記

請求額 金 円

年 月 日

住所(所在地)

(団体名)

氏名(代表者名)

様

板橋区長

## 助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 板資資第 号で交付決定をした助成金について、板橋区公衆喫煙所設置助成要綱第 13 条の規定に基づき下記のとおり取消します。

記

1 助成対象となる公衆喫煙所

(設置場所)

(名称)

2 助成金交付決定額 金 円

3 助成金交付取消額 金 円

4 取消の理由